

次期総合医療情報システム更新支援業務 仕様書

2026年 4月
蒲郡市民病院

1. 委託名

次期総合医療情報システム更新支援業務

2. 業務の趣旨

蒲郡市民病院（以下、「当院」という。）では、令和3年5月に電子カルテシステムを中心とした総合医療情報システムの更新を行った。更新と併せて、電子カルテや部門システムで発生する当院の診療データをリアルタイムに自ら活用できるデータ連携基盤（以下、「総合医療データ基盤」という。）を構築した。現在は、総合医療情報システムの機能に加え、データを用いた地域医療の更なる連携実現、医療サービス・医療安全の質向上及び病院経営の高度化に寄与するとともに、病院職員による業務支援アプリの内製化を併せて行っている。

一方で、昨今の電子カルテ更新状況をみると、電子カルテ更新費用の高騰、更新に伴うデータの欠損やデータ活用制約、電子カルテシステムのパッケージ化などの課題を有している。

総合医療情報システムの更新から約5年が経過しており、OSのサポート期間終了、ソフトウェアの進化、ハードウェアの老朽化、医療DXを含めた情勢変化などから、現システムを継続利用することが困難であるため、システムの再構築が必要となった。令和10年5月に総合医療情報システムを更新するにあたり、単に当院における電子カルテシステムの更新支援を行うのではなく、現状システムの調査・分析に加え、総合医療データ基盤を用いて「診療・経営・データ活用を統合した次世代基盤の構築」を目的として、次期総合医療情報システムについての詳細な検討、システム構築におけるプロジェクト全体の俯瞰的な監理、関係ベンダとの調整や課題解決等を支援できる専門的知見を有するコンサルタントの選定を行う。

3. 履行場所

蒲郡市民病院及び本業務遂行に必要と考えられる場所

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 業務要件（要求水準）

(1) 次期総合医療情報システム本稼働までの暫定スケジュール

令和8年度												令和9年度												令和10年度							
2026年												2027年												2028年							
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8			
次期総合医療情報システムの検討 ★ コンサルティング業務範囲 ★																															
												▼予算申請																			
												▼業者決定																			
												▼システム構築事業者と契約																			
												システム構築 11か月																			
																								▼本稼働							

※スケジュールは、今後の検討や状況により変更となる可能性がある。

(2) 基本的な業務範囲

- ・現状調査・分析支援
- ・次期総合医療情報システムに関する情報収集および要件整理支援
- ・予算化支援
- ・次期総合医療情報システム更新計画作成支援
- ・次期総合医療情報システム要求仕様書作成支援
- ・次期総合医療情報システムに関する提案評価支援
- ・業務全般における事務局支援

(3) 業務における留意事項

- ・当院の電子カルテシステムは「NeoChart」となっており、名古屋市立大学病院にて構築したオリジナルのシステムをカスタマイズしている。現行の保守業者は中部テレコミュニケーション株式会社。次期総合医療情報システムについては、他の電子カルテシステムへの切り替えを考えている。
- ・医事会計システムは「HOPE X-W（富士通）」（富士通Japan株式会社）
- ・電子カルテや部門システムで発生する当院の診療データをリアルタイムに自ら活用できる「総合医療データ基盤」を構築しており、次期総合医療情報システムの更新において「診療・経営・データ活用を統合した次世代基盤」へのバージョンアップを考えている。
- ・蒲郡市が行う地域の医療・健康・介護に関するデータをひとつなぎとする「がまごおりデジタル健康プラットフォーム事業（がまっと!）」とも連携している。データ連携の継続が必要（がまっと!については以下のURLを参照）。

がまっと! <https://www.city.gamagori.lg.jp/site/gamatto/>

- ・当院における次期総合医療情報システムの調達については、蒲郡市情報システム調達ガイドラインに基づき、RFIに基づく提案内容（仕様、価格を含む）の評価書に基づき、院内医師などによる選定委員会において選定する予定。医療情報システム更新に関わる当院の主要な職員と当院の運用に関する意見も考慮し、適したシステム構築をするための支援を切れ目なく実施すること。
- ・システムベンダ及び医療機器メーカーと公平な関係を維持できること。
- ・医療情報システムに関する委員会及び会議には来院して参加すること。また、当病院以外で業務を行う場合は電話、電子メール、オンライン会議等により支援を実施すること。
- ・進捗に重大な遅延や課題が生じた場合は、速やかに病院へ報告し、対応方針を協議すること。

上記を基に、業務の具体的な進め方や業務手法、スケジュール、次期システムベンダの選定等について、提案者の専門的知見に基づき提案するものとする。

6. 事業者を求める要件

- (1) 医療情報専門のコンサルタント会社、または医療情報コンサルティング事業を専門に行っている部署を持つ会社であること。
- (2) 受託者は過去5年間に当院と同規模（300床）以上の医療機関と病院情報システムのコンサルティングに関する業務委託契約の実績があること。
- (3) 本業務を開始するにあたり、業務計画書を作成し、作業内容、作業方法、作業日程などを明確にすること。
- (4) 本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること。

- (5) 本業務の統括責任者及び主任担当者を必ず配置すること。また、すべて受託者の正規職員であること。
- (6) 本業務の作業内容やスケジュールに応じて、必要な日数、当院を訪問すること。(電話、電子メール等を活用して効率的に業務を遂行することを否定するものではなく、状況や内容に応じて適切に対応できることである)
- (7) 当院の内部会議であっても、必要に応じて使用する資料案の作成を支援すること。場合によっては、説明を求める場合もある。
- (8) コンプライアンス(法令順守、プライバシー(個人情報)保護、情報セキュリティ)の取り組みを徹底すること。
- (9) 委託業務の進捗状況報告は、定例会議を設けて実施すること。
- (10) 受託者が実施した会議・打ち合わせの議事録は、受託者が5営業日以内に作成し、当院へ提出すること。
- (11) 資格要件
 - ① 支援業務に従事する者は、以下の(ア)～(エ)のいずれかの資格を有し、かつ(オ)または(カ)の経験を有する者を含めること。
 - (ア) 日本医療情報学会 上級医療情報技師者または医療情報技師の資格を有すること。
 - (イ) PMP (Project Management Professional) の資格を有すること。
 - (ウ) 医療職(医師・看護師・薬剤師等)の資格(免許)を有すること。
 - (エ) 医業経営コンサルタント資格を有すること。
 - (オ) 国や自治体などの公的機関が行う、医療情報に係る調査業務等の実施経験を有すること。
 - (カ) 過去5年以内に300床以上の公的医療機関にて医療情報システム調達支援業務の経験を有すること。

7. 予定成果物

- (1) 本業務の受託者は、当院承認の上、以下の成果物を業務完了報告書として納品するものとする。これらはいくまでも最低限必要と考えるものであり、業務を遂行する中で必要に応じて資料を求めることがある。
 - ① 5の(2)に記した業務範囲それぞれで発生した資料一式
 - ② 各種打合せ議事録
- (2) 成果物は、紙媒体1部、電子媒体1部作成すること。
 - ① 紙及び電子媒体(CD-R等)により日本語で提供すること。
 - ② 紙のドキュメントは差し替え可能なようにバインダー方式とすること。
 - ③ 電子媒体に保存する形式は、Microsoft Office 2016以上とすること。
- (3) 成果物の具体的な提出期限については協議のうえ決定する。

8. 特記事項

- (1) 当院が保有する情報・データ、若しくは当院が容易に取得できる情報・データについては、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に必要なに応じて提供する。また、当該情報・データの取り扱い(当院内での取り扱い及び当院から外部に持ち出す場合等)については、当院の規定を適用する。
- (2) 作業内容、作業方法、作業日程などの詳細については、当院との協議により調整できるものとする。

- (3) 本業務において、当初の業務計画(予定作業)と比較して著しい作業の増加や変更が見込まれる場合は、妥当性や必要性について協議し、決定するものとする。
- (4) 成果物及び作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は当院に帰属する。また、これら成果物等の第三者等への提供や内容の転載については当院の許諾を必要とする。
- (5) 受託事業者は本業務の遂行上知り得た秘密(個人情報を含む)を他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務委託の一部又は全部を、第三者に再委託してはならない。
- (7) 当院内においては、名札等により身分を明確にすること。
- (8) 受託者は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令その他業務の従事者に対する法令上の対応に全て責任をもつこと。

9. 別添資料

- 別添資料1 提出書類 様式集
- 別添資料2 評価基準表
- 別添資料3 統合医療情報システム構成図 (参加表明提出業者に展開)
- 別添資料4 更新予定システム一覧 (参加表明提出業者に展開)

以上